

京都市崇仁北部第四住宅地区
改良事業用地時間貸駐車場
使用事業者募集について

平成28年2月
京都市都市計画局住宅室
すまいまちづくり課

目 次

	ページ
1 公募物件の概要	1
2 応募資格要件	1～2
3 下見の実施について	2
4 質問書の提出及び回答	2
5 応募申込手続	2～3
6 価格提案書の提出及び審査	3～4
7 使用許可申請の手続き	4
8 使用予定事業者の決定の取消し	5
9 その他	5
10 募集の進め方	6
11 様式集	7～11

(別紙) 京都市崇仁北部第四住宅地区改良事業用地時間貸駐車場平面図

京都市崇仁北部第四住宅地区改良事業用地

時間貸駐車場使用事業者募集要項

京都市では、所管している次の事業用地について、地域の不法駐車をなくし、道路交通の円滑化を図るため、住宅地区改良事業及び土地区画整理事業の整備が行われるまでの間の暫定措置として、不特定多数の一時的駐車需要に対応する駐車場の用途に供することにしましたので、その使用事業者を募集します。

1 公募物件の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び京都市公有財産規則第18条第4号（昭和39年規則第68号）の規定に基づき、次の物件の行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を行います。

(1) 物件名称

住宅地区改良事業用地（崇仁北部第四地区）

(2) 所在地

ア 京都市下京区上之町18番地2外（別紙図面を参照）

イ 京都市下京区上之町19番地33外（別紙図面を参照）

(3) 使用面積及び部分

ア 520.54平方メートル（別紙図面を参照）

イ 246.48平方メートル（別紙図面を参照）

ウ 合計767.02平方メートル

(4) 最低使用料（年額）

4,151,365円（税込み）

(5) 使用許可開始日（事業者の工事期間を含む。）

平成28年4月1日（予定）

2 応募資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たす法人に限り、応募することができます。

(1) 京都市内に本店又は支店・営業所があること。

(2) 直近3年間において、継続して時間貸駐車場の管理運営に関する業務実績を有していること。

(3) 直近3年間において、法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び暴力的団体の構成員でないこと。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しないこと。

3 物件の下見

下記の期間において、物件の下見を受け付けます。下見を希望される事業者は、希望日の前日までに「10 問合せ及び応募申込の受付先」まで連絡してください。
なお、本市の業務の都合により、個別に日時を調整する場合があります。

(1) 期 間

平成28年2月9日（火）から平成28年2月12日（金）まで
祝日は除きます。
午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

4 質問書の提出及び回答

(1) 質問書受付期間

平成28年2月9日（火）から平成28年2月12日（金）まで

(2) 提出方法

本市所定様式に記入のうえ、「10 問合せ及び応募申込の受付先」まで持参又はFAXしてください。（郵送、電話及びメールによる受付は行いません。）

(3) 回答方法

質問内容等を整理したうえで、平成28年2月18日（木）に都市計画局住宅室すまいまちづくり課ホームページに掲載し、回答します。

5 応募申込手続

(1) 応募申込の受付日時

平成28年2月19日（金）から平成28年2月25日（木）まで

(2) 応募申込に必要な書類（各1部用意してください。）

- ア 応募申込書（本市所定様式）
 - イ 応募に係る誓約書（本市所定様式）
 - ウ 印鑑証明書
 - エ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項全部証明
 - オ 直近3年度分の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
（納税証明書は「その3」又は「その3の3」で提出してください。）
 - カ 直近3年度分の法人市民税の納税証明書
 - キ 定款又は寄付行為（直近のものとしします。）
 - ク 事業概要
 - （ア）会社概要
 - （イ）直近3年間の貸借対照表、損益計算書及び会社等の実績
- ※ ウ、エ、オ、カについては、発行後3箇月以内の原本に限ります。

- (3) 応募申込の手続き
受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。
(郵送、電話、FAX及びメールによる受付は行いません。)
- (4) 応募申込の受付場所
京都市 都市計画局 住宅室 すまいまちづくり課 崇仁まちづくり担当
(市役所北庁舎5階)

6 価格提案書の提出及び審査

- (1) 日 時
平成28年3月2日(水) 午前10時
- (2) 場 所
京都市役所会議室
- (3) 提出書類等(当日持参するもの)
 - ア 価格提案書(本市所定様式)
 - イ 委任状(本市所定様式、代理人により応募しようとする場合)
 - ウ 印鑑
- (4) 価格提案書の投函方法
 - ア 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、入札箱に投函してください。
 - イ 応募は、代理人に行わせることができます。この場合は、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。
- (5) 応募価格の表示
応募価格は、1年間分の使用料(税込み)を表示してください。
- (6) 価格提案書の書換え等の禁止
応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (7) 価格提案審査
 - ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切後、直ちに応募資格者立会いの下で行います。
 - イ 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、本市が指定した者(価格審査事務に関係のない本市職員)を立ち合わせます。
 - ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることができません。
なお、価格提案審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。
- (8) 価格提案書の無効
次のいずれかに該当するものは、無効とします。
 - ア 最低使用料を下回る価格によるもの。
 - イ 応募資格のない者が価格提案審査したもの又は権限を証する書面の確認を

受けない代理人が価格提案審査したもの。

ウ 応募資格者の記名押印がないもの。

エ 本市が交付した価格提案書を用いていないもの。

オ 応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案したときは、その全部のもの。

カ 応募資格者又はその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。

キ 他の応募資格者の代理人を兼ね又は2以上の代理人として価格提案したときは、その全部のもの。

ク 応募価格又は応募資格者の氏名、その他主要部分が識別し難いもの。

ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。

コ 価格提案に関し、不正な行為を行った者がしたもの。

サ その他、価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(9) 使用予定事業者の決定

使用予定事業者は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

使用予定事業者には、価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続きの説明を行います。

(10) くじによる使用予定事業者の決定

最高となるべき同額の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより、使用予定事業者を決定します。

また、当該応募資格者のうち、くじを引かないものがある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない本市職員）が応募資格者に代わってくじを引き、使用予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

使用予定事業者が決定したときは、その者の受付番号及び金額を、使用予定事業者が決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募資格者に公表します。

審査決定後の問合せに対しては、使用予定事業者名及び決定金額を回答するとともに、都市計画局住宅室すまいまちづくり課ホームページにて、使用予定事業者名及び決定金額を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

7 使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、事業予定者決定後、調整します。

使用予定事業者には、細部についての協議を行ったうえで、「行政財産使用許可申請書」の提出を求め、「行政財産使用許可書」を発行する予定です。

なお、使用許可は、応募申込書に記載された名義で行います。

8 使用予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 使用予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他使用予定事業者が使用許可の相手方として不相当と認められる場合。

9 その他

応募の手続きに関する一切の費用については、応募者の負担となります。

また、使用許可の手続きに関する一切の費用については、使用予定事業者の負担となります。

10 問合せ及び応募申込の受付先

京都市 都市計画局 住宅室 すまいまちづくり課

崇仁まちづくり担当（市役所北庁舎5階）（担当 宮西，別所）

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話（075）222-4016

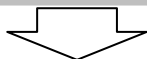
FAX（075）222-3526

土曜日，日曜日，祝日は除きます。

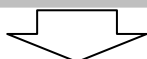
時間については，午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

募集の進め方

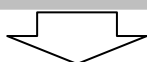
募集要項の配布（平成28年2月5日）



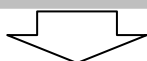
当該物件の下見（平成28年2月9日～12日）



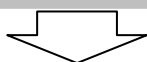
質問書の提出期限（平成28年2月12日）



質問書の回答日（平成28年2月18日）



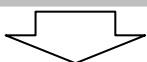
応募申込書の受付開始（平成28年2月19日）



応募申込書の提出締切（平成28年2月25日）



価格提案書の提出及び審査
使用予定事業者の決定
（平成28年3月2日）



行政財産使用許可申請の手続き



行政財産使用許可書の交付（平成28年3月25日）（予定）



行政財産使用許可の開始（平成28年4月1日）（予定）

平成 年 月 日

応募申込書

京都市長 様

募集要項の各条項を承知のうえ、京都市崇仁北部第四住宅地区改良事業用地時間貸駐車場使用事業者募集について、次のとおり参加したいので、書類を添えて申し込みます。

なお、ホームページに使用予定事業者名及び決定金額を掲載することに同意します。

1 申込者

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

2 事務担当者

所属部署
氏 名
電 話

3 添付書類

- (1) 応募に係る誓約書（本市所定様式）
- (2) 印鑑証明書
- (3) 商業・法人登記簿謄本又は登記事項全部証明
- (4) 直近3年度分の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- (5) 直近3年度分の法人市民税の納税証明書
- (6) 定款又は寄付行為（直近のもの）
- (7) 事業概要
 - ア 会社概要
 - イ 直近3年間の賃借対照表、損益計算書及び会社等の実績

※ (2), (3), (4), (5) については、発行後3箇月以内の原本に限ります。

誓 約 書

平成 年 月 日

京都市長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

貴市における京都市崇仁北部第四住宅地区改良事業用地時間貸駐車場使用事業者の申込みにつき、下記に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 直近3年間において、継続して時間貸駐車場の管理運営に関する業務実績を有しています。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び暴力的集団の構成員ではありません。
- 3 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体ではありません。
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当していません。
- 5 「京都市崇仁北部第四住宅地区改良事業用地時間貸駐車場使用事業者募集要項」及び「京都市崇仁北部第四住宅地区改良事業用地時間貸駐車場使用に関する仕様書」の内容を遵守します。

価 格 提 案 書

平成 年 月 日

京都市長 様

住 所
(所 在 地)

氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

京都市崇仁北部第四住宅地区改良事業用地時間貸駐車場使用事業者募集において、次の金額で時間貸駐車場使用事業者として、行政財産使用許可を希望します。

記

応 募 価 格			百 万			千			円
---------	--	--	-----	--	--	---	--	--	---

※金額の前には、¥を付けてください。

- 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
- 応募価格は、年額使用料（税込み）とします。

委 任 状

平成 年 月 日

京都市長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

次の者を代理人と定め、貴市における京都市崇仁北部第四住宅地区改良事業用地時間貸駐車場使用事業者の応募に付帯する一切の権限を委任します。

記

【受 任 者】

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

質 問 書

平成 年 月 日

京都市長 様

住 所
(所 在 地)

氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

(事務担当者)
所属部署
氏 名
電 話

質問内容

※質問事項は、要点を明らかにして簡潔に記入してください。